

豊中市規則第69号

豊中市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

豊中市屋外広告物条例施行規則（平成24年豊中市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(許可の申請等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 条例第13条第3項第4号の市規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者又は第31条第1項各号のいずれかに該当する者による点検結果を記載した屋外広告物自主点検結果報告書（条例第14条第4項の規定により条例第13条第1項の許可を受けようとする場合であって、かつ、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の高さが4メートルを超える場合に限る。）</p> <p>(7) (省 略)</p>	<p>(許可の申請等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 条例第13条第3項第4号の市規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 条例第39条第1項各号のいずれかに該当する者、<u>第31条第1項各号のいずれかに該当する者又は屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者</u>による点検結果を記載した屋外広告物自主点検結果報告書（条例第14条第4項の規定により条例第13条第1項の許可を受けようとする場合であって、かつ、当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の高さが4メートルを超える場合に限る。）</p> <p>(7) (省 略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。